

## ソーシャルパノラマ・メタコンサルタント 認定規約

本規約は、ソーシャルパノラマジャパン（以下「当会」とする。）がソーシャルパノラマ・メタコンサルタント認定資格（第1条で定義される。以下同じ。）保有者に対し、当会とソーシャルパノラマ・メタコンサルタント認定資格保有者との間の権利義務を定めることを目的としている。当会からソーシャルパノラマ・メタコンサルタント認定資格を付与されるためには、本規約に同意する必要がある。

### 第1条（定義）

ソーシャルパノラマ・メタコンサルタント認定資格とは、当会が認定付与する資格であり、当会が実施する認定コースの受講を修了し、課題試験等の認定要件を満たした者に付与される。

### 第2条（ソーシャルパノラマ・メタコンサルタント認定資格の付与に関する必要事項）

ソーシャルパノラマ・メタコンサルタント認定資格の付与は、当会が開催するソーシャルパノラマ・メタコンサルタント認定コースの受講を修了することを前提として行われる。

### 第3条（ソーシャルパノラマ・メタコンサルタント認定資格の付与に関する必要事項）

ソーシャルパノラマ・メタコンサルタント認定資格保有者は、ソーシャルパノラマ・メタコンサルタントとしての活動において当会に損害が及ばないように活動し、ソーシャルパノラマ・メタコンサルタント認定資格保有者において上記活動に起因する法的責任を負う場合であってもそれが自己固有の責任であることを認める。当会は、ソーシャルパノラマ・メタコンサルタント認定保有者が個人として負う上記責任に対しては一切の法的責任を負わないことを確認する。

### 第4条（ソーシャルパノラマ・メタコンサルタントの権利および義務）

ソーシャルパノラマ・メタコンサルタント認定資格保有者は、講習会開催の権利を有する。その際は、以下の項目を遵守する義務が生じる。

- [1]. 講習会を「ソーシャルパノラマ・コンサルタント認定コース」として開催すること。
- [2]. 「ソーシャルパノラマ・コンサルタント認定コース」は、最低日数を5日（1日6時間）以上、受講料金を25万円以上で設定すること。なお、この25万円には認定料（2万円税別）を含む。
- [3]. 講習会資料・テキストは講習会開催者、またはソーシャルパノラマ・メタコンサルタントが独自の裁量で作成することができる。ただし、ソーシャルパノラマ・メタコンサルタントに限りソーシャルパノラマジャパン発行の資料を無料で活用できることとする。なお、資料はデータにて共有する。また、ソーシャルパノラマ・コンサルタント認定コースを経て認定されるソーシャル・パノラマコンサルタントは、ソーシャルパノラマジャパン発行の資料を使用して講習会を行うことはできないこととする。
- [4]. 講習会開催者は前各号の講習会開催後、参加者各自にソーシャルパノラマ・コンサルタント認定申請書を記載依頼し、取りまとめて当会へ提出するとともに、参加人数分の認定証代（1名につき2万円税別）を当会指定口座に振り込むこと。参加者各自の個人情報については、当会は適切に管理するとともに、当該個人の事前承諾なく当該個人の承諾した目的以外に個人情報を利用しない。

## 第5条（守秘義務）

1. ソーシャルパノラマ・メタコンサルタント認定資格保有者は、認定コース受講中に行われたデモンストレーションやグループワーク等で取り扱われた個人情報についての守秘義務を厳守し、受講後販売される復習用動画ファイルの内容については個人的な学習にとどめ、他の受講生を含む第三者に対する頒布、販売、譲渡、貸与、修正、翻訳、使用許諾等、自己利用以外は目的を問わず一切行ってはならない。
2. ソーシャルパノラマ・メタコンサルタント認定資格保有者は、正当な理由がなく、その活動に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。ソーシャルパノラマ・メタコンサルタント認定資格保有者でなくなった後においても、同様とする。

## 第6条（ソーシャルパノラマ・メタコンサルタント認定資格の停止等）

当会は、以下の事由に該当したソーシャルパノラマ・メタコンサルタント認定保有者に対して、本規約に基づくソーシャルパノラマ・メタコンサルタント認定資格を取り消し、本規約に基づくソーシャルパノラマ・メタコンサルタント認定資格保有者に対する権利の付与その他一切のサービスを停止することができる。

- [1].本規約の第3条、第4条ならびに第5条の規定に反した場合、
- [2].当会が改善を要請した後も改善の見込みがないと当会が判断した場合

## 第7条（本規約の変更、終了）

- 1.当会の都合により、本規約の内容を変更し、または本規約に基づく権利付与その他一切のサービスを終了することができる。この場合には、当会のホームページ上に掲載するものとする。
- 2.当会は、本条第1項に基づいて行った措置によりソーシャルパノラマ・メタコンサルタント認定資格保有者に生じた損害について、一切責任を負わないものとする。

## 第8条（免責）

本規約に関連して、ソーシャルパノラマ・メタコンサルタント認定資格保有者と第三者との間において生じた取引、紛争等については、当会は一切責任を負わないものとする。

## 第9条（準拠法・合意管轄）

- 1.本規約は、その成立、有効性、解釈および履行について、すべて日本国内法に準拠し、日本国内法に従って解釈されるものとする。
- 2.本規約に関して生じた当会とソーシャルパノラマ・メタコンサルタント認定資格保有者間の紛争については、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以 上

## 附 則

### 第1条（施行）

本規約は、令和2年11月1日に施行する。

# 規約承諾書

私は、ソーシャルパノラマ・メタコンサルタント認定規約の全てを承諾し、ソーシャルパノラマ・メタコンサルタント認定資格の付与を希望いたします。

記入日：令和 年 月 日

氏名： \_\_\_\_\_ (本人自署)

住所：

連絡先：（電話番号）

（メールアドレス）

コース受講終了年月日：令和 年 月 日